

## 貸倒損失の取扱

種類	対象債権	対象となる事実	貸倒損失の額	損失算入の時期	経理処理
法律上の貸倒 (法律的に債権が消滅したとき)	売上債権 ・受取手形 ・売掛金 貸金等 ・貸付金等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社更生法の規定による更生計画の認可決定</li> <li>・ 商法の規定による特別清算に係る協定の認可、整理計画の決定</li> <li>・ 民事再生法の規定による再生計画の認可決定</li> <li>・ 破産法の規定による強制和議の認可決定</li> <li>・ 債権者集会の協議決定</li> <li>・ 行政機関、金融機関等の斡旋による協議決定</li> </ul>	その決定により切り捨てられることとなった金額	その事実が発生した事業年度	申告調整可
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、弁済が受けられない場合の書面による債務免除</li> </ul>	債務免除額 (内容証明郵便)		

## 貸倒損失の取扱

種類	対象債権	対象となる事実	貸倒損失の額	損失算入の時期	経理処理
事実上の貸倒	売上債権 ・受取手形 ・売掛金 貸金等 ・貸付金等	債務者の資産状況、支払能力等からみて、その全額が回収できないことが明らかとなった場合（担保物がある場合には、これを処分した後でなければ出来ない）  * 貸金の額の全額を要件としており、一部の金額についての適用は認められません	回収不能額（全額）	回収できないことが明らかになった事業年度	損金経理
形式上の貸倒（長期又は僅少の回収不能債権）	売上債権 ・受取手形 ・売掛金  *貸付金等は含まれない	継続して取引をしていた債務者の資産状況や支払能力が悪化したことによる取引停止,又は最後の弁済後一年以上経過した場合	売掛債権の額から備忘価額(1円)を控除した額	取引停止後1年以上経過した日を含む事業年度	損金経理
		売掛債権が取立費用に満たない場合		督促しても弁済がない日を含む事業年度	
		（両者とも担保物がある場合には、これを処分した後でなければ出来ない）			